



農林水産省告示823号別記様式4もしくは様式5に定められた範囲とし、マークの高さが有機JASマークは5mm以上、生産情報公表農産物は15mm以上とする。

第6条 認定事業者は、当該農林物資に対応し、交付を受けた自らのJASマークを使用しなければならない。

(使用枚数契約)

第7条 生産行程管理者等は、作成にあたって年間の使用枚数契約を本会与結び、調査時に使用枚数の調査を受けるものとする。

(禁止事項)

第8条 以下のことを禁じる。

- (1) 認定を受けていない者及び認定を受けた者から委託などを受けていない者が、作成すること。
- (2) 認定番号に指定された生産行程管理者等以外の者が複製をつくること。
- (3) 本会の清刷り以外のものを使用して作成すること。
- (4) 本会と使用枚数契約を結ばずに作成すること。
- (5) 本会の許可なくデザインを変更する行為。

第9条 以下行為は、禁止事項であるとともに違法行為となる。

- (1) 他の事業者のJASマークを使用すること。

(欄外の文言)

第10条 生産行程管理者等がJASマークの欄外に本会が指定する識別番号以外の文言を記載する場合は、JAS法にもとづき紛らわしい表現などは避けることとする。

(追加条項)

第11条 JASマークをスタンプで作成することは、禁止する。

以上